

令和8年度 千葉市病院事業経営アドバイザリ業務委託 仕様書

1 件名

令和8年度千葉市病院事業経営アドバイザリ業務委託

2 目的

千葉市立青葉病院および海浜病院（以下、「市立病院」という。）の経営状況を的確に把握し、持続可能な病院経営につながる経営改革策を検討していくため、専門的知見と経験を有する事業者からアドバイスを受け、経営改革を推進することを目的とする。

3 履行場所

病院局経営企画課・管理課…千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市立青葉病院…千葉市中央区青葉町1273番地2

千葉市立海浜病院…千葉市美浜区磯部三丁目31番1号

（仮称）千葉市立幕張海浜病院…千葉市美浜区若葉三丁目1番27、41の一部

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

受注者は、市立病院の医業収支改善を目的に、次の各号に掲げる業務を通して個別の取組みについて、提案等を行うことで経営改革に寄与すること。

（1）会議への出席

- ・月に一度行われている病院局の経営会議へ出席し、収支改善に向けた具体的な提案
- ・市立病院経営改革検討会議（仮称）開催に際して、会議にかかる資料等の作成などの支援および会議へ出席しコーディネートを行う。（年に3～4回を予定）

（2）現状分析と経営改革策の検証

- ・市立病院の現状における経営課題の分析
- ・その他、経営改革につながる方策の提案

（3）経営改革策の提案

- ・新たな経営改革策の提案

6 実施体制

受注者は業務の実施にあたり、実施要領9（3）に定められた業務責任者を設置し、その他病院経営改革に必要な専門的知見と経験を有する者を担当者として配置すること。

7 成果物等

受注者は、前述の「5 業務内容」の実施にあたり必要な資料を作成し、書面（以下、「成果物等」とする。）で提出すること。また、これらを遂行した結果をとりまとめ、成果物等として提出すること。なお、成果物等に関する一切の権利は、発注者に帰属する。

8 費用負担

業務に必要な器材や消耗品、旅費等の業務に伴う必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

9 情報データ等の取扱い

（1）施設・物品及び情報等の利用

発注者は、その施設、設備及び備品等並びに保有する情報等について、受注者の業務遂行上必要な範囲内で貸与し、又はその使用を許可する。

（2）成果物等の帰属

成果物及び業務の過程で受注者が作成した文書等（以下、「成果物等」という。）に関する一切の権利は、発注者に帰属する。

（3）守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。

また、契約終了後においても同様とする。

10 その他

（1）委託料は総額を1月あたりに分割し、令和8年4月から各月の業務履行確認後に支払うものとする。なお、分割した金額に千円未満の端数が生じる場合は、令和8年4月に合算する。

（2）名札の着用

受注者は、履行場所においては、名札を常に着用すること。

（3）予防接種

受注者は、病院等の現場業務に直接携わる従業員に予防接種を受けさせるよう啓発すること。なお、予防接種にかかる費用については受注者の負担とする。

（4）その他事項

この仕様書に定めのない事項については、両者の協議の上で決定する。